

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認徳島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 1 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月から50年3月まで  
② 平成3年4月から同年10月まで

申立期間①の国民年金加入手続及び保険料納付については、母が行っていた。

また、申立期間②については、夫婦共に免除申請を行った記憶が無く、当該期間の保険料は社会保険事務所（当時）の職員が集金に来た際に妻が納付した。納付金額は10万円以上の金額を2回納付したと記憶している。

申立期間が納付済みとなっていないことに納得できないため、確認の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の国民年金加入期間に係る国民年金保険料は、申立期間を除き、すべて納付されている上、申立人の保険料を納付したとする申立人の母親も国民年金加入期間について保険料をすべて納付していることから、申立人の母親の納付意識は高かったと考えられる。

また、申立期間①のうち、申立人は、昭和50年度の1月分から3月分の領収書を2枚所持しており、このうち1枚は、領収年度が49年度から50年度に訂正されている上、領収年月日も異なることから、申立期間のうち、少なくとも50年1月から同年3月の国民年金保険料は現年度納付（50年4月15日納付）されたものと推認でき、当該納付の時点で、49年度保険料はすべて現年度納付が可能であるにもかかわらず、50年1月から同年3月の保険料のみ納付するのは不自然である。

しかしながら、申立期間①のうち、昭和48年度以前については、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親は既に死亡しており供述を得ることができない上、当該期間の保険料が特例納付又は過年度納付されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立人は、平成3年度保険料の納付勧奨に社会保険事務所（当時）の職員が訪問したと主張しているが、i) 3年5月22日に免除申請が行われた記録が確認できること、ii) 2年度保険料が3年9月24日に過年度納付されていることから、納付勧奨は、平成2年度保険料についてなされたものと考えるのが自然である。

また、保険料納付を行ったとする申立人の妻は、平成3年度のみ過年度納付を行ったと主張しているが、2年度以前の保険料についても過年度納付された記録がある上、申立人の妻が申立期間②の保険料を納付した時期の記憶は曖昧であり、納付したとする金額（10万円以上を2回）は、3年9月24日に夫婦共に納付されている2年度の過年度保険料の納付金額（20万1,600円）とほぼ一致する。

さらに、申立人が申立期間②に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 徳島国民年金 事案473

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から同年9月まで

申立期間当時、私が、夫婦二人分の国民年金保険料を集金に来た地区の駐在員に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、「申立期間当時の1か月当たりの国民年金保険料額は、450円くらいであった。」と供述しているところ、当該金額は、当時の実際の国民年金保険料額450円と一致する。

さらに、申立人は、「夫婦二人分の国民年金保険料をすべて現年度納付した。」と供述しているところ、A市区町村（現在は、B市区町村）の申立人夫婦に係る検認記録によると、国民年金保険料の納付年月日が確認できる昭和36年4月から61年3月までの期間について、申立期間を除き、すべて夫婦同一日に現年度納付されていることが確認できる上、46年度から51年度まで（47年度を除く）の申立人夫婦の保険料は、いずれも当該年度の12月に一括納付されており、47年度についても同年10月から48年3月までの保険料が47年12月5日に一括納付されていることが確認できることから、申立期間のみが未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 徳島国民年金 事案474

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から同年9月まで  
申立期間当時、夫が、夫婦二人分の国民年金保険料を集金に来た地区の駐在員に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の夫は、「申立期間当時の1か月あたりの国民年金保険料額は、450円くらいであった。」と供述しているところ、当該金額は、当時の実際の国民年金保険料額450円と一致する。

さらに、申立人の夫は、「夫婦二人分の国民年金保険料をすべて現年度納付した。」と供述しているところ、A市区町村（現在は、B市区町村）の申立人夫婦に係る検認記録によると、国民年金保険料の納付年月日が確認できる昭和36年4月から61年3月までの期間について、申立期間を除き、すべて夫婦同一日に現年度納付されていることが確認できる上、46年度から51年度まで（47年度を除く）の申立人夫婦の保険料は、いずれも当該年度の12月に一括納付されており、47年度についても同年10月から48年3月までの保険料が47年12月5日に一括納付されていることが確認できることから、申立期間のみが未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立事業所における資格喪失日に係る記録を平成15年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年5月28日から同年6月1日まで

私は、平成7年にA事業所に採用され、15年6月にA事業所の関連事業所に転籍するまで空き無く勤務した。

しかし、厚生年金保険加入記録を見ると、A事業所での資格喪失日が平成15年5月28日、次の関連事業所での資格取得日が同年6月2日とされ、申立期間の厚生年金保険加入記録は無い。

申立期間はA事業所に在籍しており、A事業所発行の給与明細書を見ても保険料が控除されている。

申立期間について記録訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所（当時）の記録では、申立人は、平成15年5月28日に申立事業所において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、申立期間については、厚生年金保険は未加入とされている。

しかしながら、申立人が所持する申立事業所発行の給与明細書、申立事業所が保管する賃金台帳及び申立事業所の説明により、申立人は、申立期間について、申立事業所に継続して勤務し、申立期間に係る標準報酬月額17万円に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立事業所へ照会したところ、「申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除したものの、当方の事務のミスにより、申立人

の資格喪失日を誤って社会保険事務所（当時）に届け出たため、申立期間に係る保険料は社会保険事務所に納付していなかったと思われる。」と回答していることなどから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所（当時）が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合も含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から同年10月まで

申立期間については、夫婦共に免除申請を行った記憶が無く、当該期間の保険料は社会保険事務所（当時）の職員が集金に来た際に私自身が納付した。納付金額は10万円以上の金額を2回納付したと記憶している。

申立期間が納付済みとなっていないことに納得できないため、確認の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年度保険料の納付勧奨に社会保険事務所（当時）の職員が訪問したと主張しているが、i) 3年5月22日に免除申請が行われた記録が確認できること、ii) 2年度保険料が3年9月24日に過年度納付されていることから、納付勧奨は、平成2年度保険料についてなされたものとするのが自然である。

また、保険料納付を行ったとする申立人は、平成3年度のみ過年度納付を行ったと主張しているが、2年度以前の保険料についても過年度納付された記録がある上、申立人が申立期間の保険料を納付した時期の記憶は曖昧であり、納付したとする金額（10万円以上を2回）は、3年9月24日に夫婦共に納付されている2年度の過年度保険料の納付金額（20万1,600円）とほぼ一致する。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和62年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和61年4月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められるものの、当該期間は第3号被保険者期間であることから、年金記録の訂正を行うことはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から62年4月まで

オンライン記録によると、申立期間については、国民年金第3号被保険者期間とされているが、私は、当時、このような制度があることを知らなかったため、手続をした覚えはない。

申立期間のうち、昭和61年度保険料については、61年4月（年度当初）に役場か金融機関で1年分前納し、62年4月分は1か月分を納付した。

第3号被保険者であれば、納付した保険料を還付してもらえるはずであるが、申立期間の保険料の還付は受けていない。納得がいかないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間は13か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している上、昭和55年5月から約6年間にわたり国民年金に任意加入しており、納付意識は高かったと考えられる。

また、オンライン記録によれば、申立人の第3号被保険者への種別変更は、昭和61年6月17日に処理されていることが確認できることから、59年9月ころから元夫と別居していた申立人が第3号被保険者に種別変更されることを承知していたとは考え難い上、61年4月時点において、61年度保険料に係る納付書が送付されていた可能性は高いと考えられる。

さらに、申立人は、少なくとも申立期間直前の3か年（昭和58年度～60年度）について、国民年金保険料を前納していることが確認できることから、昭和61年度保険料を前納したとする申立人の主張に不自然さは無い。

2 一方、申立期間のうち、昭和62年4月については、前述したとおり、オンライン記録において、申立人の第3号被保険者への種別変更が61年6月17日に処理されている上、62年6月11日第1号被保険者への種別変更処理がなされるまでの間に第3号被保険者記録の訂正がなされた形跡も無いことから、62年5月末の納期限までに62年度保険料に係る納付書が送付されたとは考え難い。

また、申立人が昭和62年4月分の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和62年4月の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和61年4月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められるものの、当該期間は第3号被保険者の期間であることから、年金記録の訂正を行うことはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年11月から55年8月まで  
昭和53年11月から55年8月まで、私は、A社で運転手として勤務した。勤務していたことは確かなので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録により、申立人が、申立期間のうち昭和53年11月10日から54年5月15日までの期間について、申立事業所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間のうち昭和54年5月16日から55年8月31日までの期間については、雇用保険被保険者記録が確認できない上、申立期間当時、申立事業所において厚生年金保険被保険者であった13人への照会結果において、12人が申立人のことを知らないと回答し、知っているとは回答した一人についても申立人の具体的な在籍期間に係る記憶は無いとしていることから、当該期間について、申立人が申立事業所で勤務していたことを推認することはできない。

また、上記13人の被保険者のうち4人が、「社会保険に加入するかどうか希望を聞かれた。」と供述しており、二人が、「当時、3か月から6か月くらい試用期間があり、当該期間は社会保険に加入しない取扱いであった。」と供述していることなどから、当時、事業主は、必ずしも社員のすべてを厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況や、加入させる場合であっても、入社と同時に一律には加入させていない状況がうかがえる。

さらに、申立事業所へ確認したところ、申立人が雇用保険加入期間について勤務していたことは推認できるが、厚生年金保険料の控除、資格取得届及び喪失届の有無、勤務形態等は不明であり、また、申立期間当時における社員の厚生年金保険加入についての取扱いは不明であった。

加えて、社会保険事務所（当時）が保管する申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立期間を含む昭和53年8月5日から56年4月10日までの資格取得者の中に申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い。

なお、申立人に申立期間当時の事情を聴取したところ、厚生年金保険料の控除や健康保険証の交付についての記憶は曖昧であった。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等資料や周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。